

2025年度 児童クラブ入所案内

児童クラブは、保護者が就労などの理由により放課後等家庭にいない児童のために、適切な遊びおよび生活の場を与え、その健全な育成を図ることを目的に開設しています。

この入所案内には、児童クラブの入所申込手続き、利用方法、入所料等について記載しています。

申込みの前によくお読みいただき、その後も保管してください。

1. 入所申込について

★【2025年4月1日からの入所希望者】 詳細は、2ページをご参照ください。

		一次受付	二次受付*1	三次受付*2
新規入所 郵送/メール 受付期間	始	2024年11月13日(水)	2024年12月7日(土)	2025年1月11日(土)
	至	2024年12月6日(金)	2025年1月10日(金)	2025年3月10日(月)
施設開放日 (見学/質疑応答)		2024年11月10日(日) 8:00~12:00 (入退室自由)		
新規入所来所 受付日時*3		上記期間のうち、休日を除く開所時間内 ※来所の前にメールやお電話で一報いただけますと対応がスムーズです。		
入所の可否*4		2025年2月4日(火)頃	2025年2月19日(水)頃	2025年3月17日(月)頃

*1 二次受付の方は一次選考終了後、定員(受入可能人数)に空きがある場合のみ一次で入所保留となった方も含め入所希望者の優先度を判定し、入所の可否を決定します。

*2 三次受付の方は二次選考終了後、定員(受入可能人数)に空きがある場合のみ一次と二次で入所保留となった方も含め入所希望者の優先度を判定し、入所の可否を決定します。

*3 来所受付につきましては、デルソル・キッズクラブ(朝日町14-3)にて受付いたします。

*4 郵送またはメールにて通知します。入所申込書にメールアドレスをご記載いただけますと、メールにて通知書をPDFファイルで送付させていただきます。

★【2025年5月以降の入所希望者(随時受付)】

※学校長期休業時の申請も含まれます。

※入所希望日の4ヵ月前から申請できます。

※毎月、入所希望者の優先度を判定し、入所の可否を決定します。

受付期間*5	入所希望月の前月15日までの受付(毎月) 例:7月入所は6月15日が締切日
受付方法	・郵送(消印有効)または来所(月~土 開所時間のうち 午後1時~午後7時まで) ・メール(随時受付) 申込書・就労証明書等を添付して info@delsolkids.jp へ送付
受付先	藤沢市朝日町14-3 第3棟本ビル1F-Bデルソル・キッズクラブ
入所の可否	毎月20日頃 「入所決定通知書」または「入所不承認通知書」を送付いたします。

*5 締切日を過ぎると、入所希望月の申請は受付できませんのでご注意ください。

■ 新規入所

(1) 郵送

- 送付先
〒251-0054 神奈川県藤沢市朝日町1-4-3 第3榎本ビル1F-B デルソル・キッズクラブ
- 郵送に係る費用は申込者様負担となります。**料金不足は受け取れませんので、ご注意ください。**
- 郵送事故等による不着の場合は、申込みをお受けしたことになりませんので、ご注意ください。
配達を確認したい場合は、追跡可能なレターパック等をご利用ください。
- 消印有効とします。申込期日に余裕をもって、ご提出ください。
- 到着後、申込書記載の連絡先にご連絡することがあります。
- 申込期日までに提出された書類をもとに入所判定を行います。送付書類および内容を確認し、不備のないよう郵送してください。判定に係る部分が確認できない場合は、不利になることがありますので、ご注意ください。

※「預金口座振替依頼書」の提出が別途必要となります。

入所の可否発送時に同封、または施設にて配布いたしますので、来所または郵送にてご提出ください。

なお、提出された日にちにより、引落とし開始月が替わる場合があります。

(2) 来所（1次のみ）

時間	開所時間（午後1時～午後7時） ※受付日はP1記載
場所	デルソル・キッズクラブ（藤沢市朝日町1-4-3 松本歯科矯正歯科様 裏手）

(3) メール

- 送付先
info@delsolkids.jp
- **書式は当クラブホームページ（<https://delsolkids.jp>）からもダウンロードできます。**
- Excel または PDF 形式でご提出ください。

2. 入所要件について

児童クラブの入所については、以下の要件を満たしていることとします。

ただし、障がいをもつ児童については、障がいの程度、症状などがそれぞれ異なるため、事前に十分な面談等を行い、施設の設備状況や必要となる支援内容などを確認した上で、入所可否を決定します。

- ① 放課後等において、以下の理由により保護者が不在となる家庭の児童である。
就労 / 求職 / 就学 / 疾病・負傷 / 障がい / 看護・介護 / 災害 / 出産・産休中
- ② 藤沢市内に在住または在学の小学生である。
- ③ 学校、児童クラブ、家庭間の移動を独力で行うことができる。
- ④ 食事、排便、着脱衣、身の整理等を独力で行うことができる。
- ⑤ 指導員に介助を求めることなく、集団活動を行うことができる。
- ⑥ 自傷・他傷行為等の問題のある行動をしない。
- ⑦ 急な飛び出しや多動な行動をしない。

※協議により特殊な事情があると認められた場合はこの限りではありません。

(1) 求職中の利用について

入所後3ヵ月目の15日までに、就労・就学証明書による就労または内定が確認できない場合は、退所となります。

また、入所後3ヵ月目の7日までに就労を開始する必要があります。

入所後年度途中で退職された場合も同様となります。(例：5月31日退職の場合、8月15日までに提出。提出ができなかった場合は、8月31日で退所)

(2) 就学中(保護者)の利用について

申込時点で、就労・就学証明書を提出してください。

ただし、入所日より前に保護者が卒業または退学する場合は、入所後3ヵ月目の15日までに要件を満たすための保護者の状況が確認できる書類の提出が必要です。確認できない場合は、退所となります。

(3) 出産・産休中による利用について

出産および産休(産後8週)中は利用できます。

ただし、出産を理由に入所された場合は、産後8週後の月末までの利用となります。

(4) 育児休業中の利用について

① 育児休業中は原則利用できません。

② 育児休業から復職される際は、復職される前月1日からの利用が可能です。当社から復職の予定等を確認させていただき、承認通知または不承認通知を発送いたします。

③ 復職の予定が決まっていない育児休業中の方は、次の条件を満たせば利用できます。

(ア) 一次受付、二次受付、三次受付の育児休業中以外の世帯の入所者がすべて決まった後、定員に空きがあれば入所が可能です。

(イ) 年度途中で育児休業を取得する場合、児童クラブの待機児童の有無にかかわらず、希望をすれば退所せずに年度内に入所することができます。ただし、翌年度の入所の可否については(ア)に準じます。

(ウ) 育児休業中の方が空気を待っているときに、通常の申込があった場合は通常申込者が優先となります。

(エ) 出生児が満1歳に達する翌年度の5月31日までに復職しない場合は、5月31日までで退所となります。

(オ) 複数の育児休業取得世帯から入所申込があった場合は、「藤沢市放課後児童クラブ入所判定基準表」を基に入所児童を決定します。

3. 提出書類について

適確な審査を実施するため、必要な書類の提出をお願いします。※児童一人ひとりに各書類をご提出ください。
申込期日までに必要な書類の提出がない場合は、不利になることがあります。

- ① 児童クラブ入所申込書（兼児童台帳）
- ② 判定に必要な添付書類 ※下記表を参照
 - ・ **保護者の方それぞれについて提出が必要です。**
 - 勤務先等で証明（ご記入）いただく書類もございますので、申込期間に間に合うようにご準備ください。
 - ・ 必要添付書類は**発行日から3ヵ月以内**のものをご提出ください。
 - ・ きょうだいで同時に申込みをする場合には、**1部を原本**とし、コピーでの提出を可とします。
 - ・ 当社様式（◎印のある書類）以外での提出は判定の際に不利になることがありますので、ご注意ください。
- ③ 預金口座振替依頼書 ※入所料等のお支払いは口座振替となります。
 銀行への手続きは、当社にて行いますので**銀行への直接提出は不要**です。

★【保護者の状況を示す書類について】

保護者の状況	必要添付書類
就労・自営 ※内定・予定を含む (会社員、公務員、自営業、専従者、内職、農業等)	就労・就学証明書◎ ※複数の勤務先がある場合は、所定の用紙をコピーして使用してください ※所定の用紙に雇用主（事業主）が証明したものを提出してください 内定の場合は、入所後3ヵ月目の15日までに就労先が確認できる書類（身分証明書や健康保険証の写し等）をご提出ください ※家族で自営業を営まれている場合は、自営業主が家族の状況を証明してください
就学	就労・就学証明書◎ 入所日より前に、卒業、退学される場合は、入所後3ヵ月目の15日までに保護者の状況を示す書類の提出が必要となります
求職中	申込時点での書類提出は不要ですが、指定期日までに就労・就学証明書の提出が必要となります
疾病・負傷	医師による意見書（診断書）◎ ※所定の用紙に医療機関で証明を受けてください ※障がい者手帳の写しを提出する場合は、医師による意見書の提出は不要です
障がい	障がい者手帳の写し等、障がいの等級などがわかるもの
看護・介護	①看護（介護）の必要性がわかる書類（医師の診断書・障がい者手帳等の写し） ②看護（介護）状況申告書◎ ※所定の用紙に看護（介護）者が記入してください
出産	母子健康手帳の写し（母の氏名及び、分娩予定日の記載のあるもの）
災害	罹災証明書などの災害の度合いが確認できるもの

※就労・就学証明書【注意事項】

- ① 就労・就学証明書の押印は原則不要となりますが、就労・就学証明書の提出にあたっては、必ず勤務先、就労先が作成した証明書を提出してください。
- ② 申請者自身が証明書の偽造・改ざんを行った場合、発行元の押印がなくても有印私文書偽造罪、有印私文書変造罪又は私電磁的記録不正作出罪の構成要件に該当すると認められる場合には、各罪が成立し得るとされております。提出書類に偽造、改ざん等あった場合は、入所取消しとなる場合があります。（すでに入所している場合は退所となります。）

★【加点項目を判定するための書類について】

加点項目	必要添付書類
ひとり親世帯	戸籍謄本 ※入所申込書（保護者の方）ご本人のものが必須です
離婚調停中	離婚調停中と判断できる書類（調停期日等呼出状、家庭裁判所における係属証明書等）
養育者世帯	養育者申告書（ホームページからダウンロードするか、来所された際にお申し出ください）
障がいを有する児童	身体障がい者手帳、または療育手帳等の写し

★【入所料の減額に関する書類について】

	必要添付書類
生活保護受給者	生活保護受給証明書
市県民税額による減額対象者	所得（課税）証明書または非課税証明書 ※すでに減額済みの場合は提出不要です

4. 入所可能な児童クラブについて

(1) 指定の児童クラブについて

- 原則として大道小学校に通学する児童が入所できます。
- 私学に通学する場合
市内在住の児童は「学校に近い児童クラブ」と「住所による指定児童クラブ」のどちらか、市外在住児童は「学校に近い児童クラブ」と「最寄駅に近い児童クラブ」のどちらかを選択してください。
- 慣例区以外の理由により就学指定校を変更した場合
変更後に大道小学校に通学する児童が入所できます。ただし、**当社が運営する児童クラブに入所することを理由にした就学指定校変更はできません。**藤沢市にて就学指定校変更を行い、「就学指定校変更承認済証明書」のコピーを下記期日までに当クラブまでご提出ください。
なお、下記期日までに提出がない場合または希望していた小学校への入学ができない場合は、変更前の小学校にある児童クラブでの申込扱いとなり、入所判定の対象となる時期が変わりますので、ご注意ください。

<就学指定変更承認済証明書 提出期日>

申込書提出日	提出期日
一次受付期間	2025年1月31日（金）
二次受付期間	2025年2月20日（木）
三次受付期間	2025年3月11日（火）

(2) 複数事業者の運営する児童クラブがある小学校区について

- 複数事業者が運営するクラブがある小学校区については、どちらかを選択することができます。**※重複しての申込みはできません。**ただし待機先の児童クラブとして他事業者の児童クラブを選択することができます。
- 他事業者が運営する児童クラブへ入所を希望する場合は、各事業者の入所申込書を使用してください。
- 他事業者が運営する児童クラブについてのお問合せは、各事業者へお願いいたします。利用料金・開所時間等が事業者によって異なります。

(3) 待機先の児童クラブについて

指定の児童クラブが定員に達し入所することができなかつた場合に備え、申込み時に以下の4つより選択することができます。待機先の記入不足、未記入は、対応致しかねますので、**必ず申込書に記載**してください。

- ① **空きがあれば近隣の児童クラブ*4へ入所しながら指定の児童クラブの空きを待つことを希望する**
希望した待機先の児童クラブに空きがあれば、そちらへの入所をご案内いたします。
待機先へ入所後も指定の児童クラブに空きが出た場合に入所判定の対象となり、入所可能となった段階でご連絡いたします。
ただし、最初の連絡開始日を含む2日以内に連絡が取れない場合は、次の優先順位者に移行します。
- ② **空きがあれば近隣の児童クラブ*4へ年度内は入所を希望する**
希望した待機先の児童クラブに空きがあれば、そちらへの入所をご案内いたします。
待機先へ入所後は指定の児童クラブに空きが出た場合でも**年度内はご連絡いたしません。**

③ 自宅待機（申込みを継続し、空きを待つ）

指定の児童クラブに空きが出た場合に入所判定の対象となり、入所可能となった段階でご連絡いたします。ただし、最初の連絡開始日を含む2日以内に連絡が取れない場合は、入所申請を取消しとさせていただきます、次の優先順位者に移行します。

④ 申込みを取下げ

入所不承認通知書をもって入所申込みはキャンセルとなります。

提出書類は破棄します。再度、入所を希望される場合は申込書等を提出してください。

※ ① ②について

- 複数の児童クラブを記入することができます。※優先順位をつけてください。
- 同学区（大道小学校区）のすべての児童クラブを待機先として記入し、優先順位（1位～）をつけた上で、学区外の児童クラブを待機先として記入することが可能です。
- 希望した待機先の児童クラブに空きがなければ自宅待機となります。指定の児童クラブまたは希望する待機の児童クラブに空きができた場合に入所判定の対象となり、入所可能となった段階でご連絡します。
- 申込書提出時にできる限り希望する全ての児童クラブを記入してください。申込書提出後に希望する待機先の児童クラブの追加および変更等があった場合には、申し出のあった日の該当判定月から追加・変更となります。申請書提出時の受付期間とは異なる場合があります。
- 他事業者の児童クラブへの入所が決定した場合は、入所申込書の「同意署名欄」に署名をいただいたうえで、書類一式を事業者間で引継ぎます。
- 児童クラブは、年度ごとに入所申込みが必要となります。そのため、申込状況により年度ごとに異なる児童クラブに入所となる場合があります。

5. 入所の判定について

児童クラブでは、施設ごとに安全面・健康面等を考慮した定員（受入可能な人数）を定めています。定員を超える場合は藤沢市放課後児童クラブ入所判定基準に基づき、入所受入可否の判定を行います。※詳細は、別紙「藤沢市放課後児童クラブ入所判定基準表」をご確認ください。

判定は、申込期日までに提出されている書類に基づいて行います。「3.提出書類について」（4～5 ページ参照）で必要な書類をご確認のうえ提出をお願いします。

6. 児童クラブの概要

(1) 活動内容

児童クラブでは、児童の成長を促すこととして、次の活動を行います。

- ① 児童の安全と健康を守り、豊かな心を育てる
- ② 遊びを通して自主性・社会性・協調性を培う
- ③ 生活の場を提供し、生活習慣を身につける
- ④ 家庭との日常的な連絡、情報交換
- ⑤ 地域活動への参加など、地域の特性を生かした活動
- ⑥ その他、児童の健全な育成を助ける活動

(2) 開所日と開所時間

※児童クラブからの帰宅は安全面を第一に考え、原則保護者等のお迎えをお願いしています。

- ① 平日（月曜～金曜日）
 - ・通常授業時 ⇒ 午後 0 時 30 分～午後 7 時 00 分
 - ・短縮授業時 ⇒ 午前 10 時 30 分～午後 7 時 00 分
- ② 土曜日、学校行事等振替休日 ⇒ 午前 8 時 00 分～午後 7 時 00 分
- ③ 長期休業日（春・夏・冬休み） ⇒ 午前 8 時 00 分～午後 7 時 00 分

※午後 6 時から午後 7 時までは延長利用登録が必要となります。

(3) 延長利用について

午後 6 時から午後 7 時までは延長利用登録をすることにより、ご利用できます。ご利用にあたり**別途延長利用料が発生**いたします。

年度途中で利用を希望される場合および利用を中止される場合は、申請手続きをお願いします。なお、延長利用登録中は延長利用がなくても延長利用料が発生するため、延長利用が不要となる場合は、延長利用中止申請を行ってください。

※利用の登録がないまま、午後 6 時以降の利用をされた場合は、登録をしていただきます。

(4) 休所日

- ① 日曜日及び国民の祝日、1 月 2 日・3 日及び 12 月 29 日～31 日
- ② その他、施設責任者が必要と認める日
- ③ 災害等により小学校が休校となった日

(5) 指導員体制

開所時間帯は基本的に常時複数の指導員により運営を行います。

(6) 各種申請について

児童クラブ入所後の各種申請は以下のとおりです。申請内容によって期日が異なります。ご注意ください。

延長利用申請 : 延長利用を始めるとき

期 日: 速やかに

備 考: 申請日によっては、入所料とは別に延長利用料のみお支払いいただく場合があります。

延長利用中止申請 : 延長利用をやめるとき

期 日: 中止する月の月末

備 考: 期日に遅れると延長利用料が発生します。

例: 8月1日から延長を利用しない場合、申請する中止月は7月となります。

休 所 申 請 : 病気やケガ以外の理由で月の初日から末日まで児童クラブをお休みするとき

期 日: 休所する前月の月末

備 考: 該当月のおやつ代ならびに延長料金のお支払いが不要です。

特別休所申請 : 病気やケガで児童クラブを長期休所するとき

期 日: 速やかに

備 考: 特別休所期間中は入所料・おやつ代・延長利用料のお支払いが不要です。

医師による診断書等の提出が必要です。

注意) 入所料は月単位となります。日割計算はできませんのでご了承ください。

特別休所終了申請 : 特別休所を終了するとき

期 日: 特別休所を終了する前月末

退 所 申 請

期 日: 退所する月の **15日**まで

備 考: 期日に遅れると入所料が発生します。申請の取り消しはできませんのでご注意ください。

例) 8月1日から児童クラブを利用しない場合は7月が退所月となり、7月15日までに申請してください。

※自己都合の場合、退所後2ヵ月間は再入所することができません。

住所変更申請

期 日: 速やかに

備 考: 住所変更により、転校される場合は特に注意してください。

※ 異動は月初めを基本とし、異動先の児童クラブが定員に達している場合は待機となります。

姓 変 更 申 請 : 姓が変更になったとき

期 日: 速やかに

備 考: 提出が必要な書類があります。詳細につきましては、お問合せください。

7. 料金について

(1) 入会金について

当社が運営する児童クラブを初めて利用される際、初回の入所料と合わせてお支払いいただきます。入会金は1度お支払いいただくことで、卒業まで有効となり再入所の際は不要となります。既にかわせみ児童クラブまたはチンチロ児童クラブで入会金をお支払いされている場合は不要です。

<児童1人の入会金>

入会金	8,500円
-----	--------

(2) 入所料について

<児童1人の入所料(月額) おやつ代2,000円を含む>

1・2年生	3・4年生	5・6年生
17,000円	16,000円	12,000円

※児童クラブ入所中は、その月に児童クラブの利用がなくても入所料がかかります。

※入所料の日割り計算はできません。

※入所料には、課外活動等の特別行事の費用は含まれておりません。特別行事に参加される場合は、別途費用をご負担いただきます。

※アレルギーによる完全除去が必要な場合については、おやつ代を免除いたします。

(3) 延長利用料について

<児童1人の延長利用料(月額)>

基本延長利用料	個人市県民税額による入所料減額世帯	きょうだい共に延長登録する場合2人目より	生活保護受給者世帯
2,000円	1,000円	1,000円	免除

※延長利用料の日割り計算はできません。

※延長利用登録をされている場合は、延長利用の有無に関わらず延長利用料が発生いたします。

※延長利用申請日によっては、延長料金を別途お振込みしていただく場合があります。(手数料保護者負担)

(4) システム利用料について

当社が運営する児童クラブでは入退室・出欠管理や連絡ツールとしてアプリを導入いたします。別途利用料が発生いたしますので、ご了承下さい。

<システム利用料(月額)>

月額	500円
----	------

(5) お支払い方法について

ご指定の口座より毎月27日(27日が休業日の場合は翌営業日)に当月分を引落しさせていただきます。口座振替依頼書のご提出がない場合および引落とし手続きの期日を過ぎてからのご提出となった場合は、金融機関での振込みとなり、振込みにかかる手数料はご負担をお願いしております。

(6) 入所料等の滞納について

入所料等を期限までに納付いただけない場合は「督促状」を送付いたします。

3ヵ月分滞納となった場合は「最終督促状」を送付し、期限までに納付の確認ができない場合は退所となります。児童クラブの安定した運営のために、期限内の納付をお願いいたします。

(7) 入所料の減額について

次に該当する場合は、入所料の減額を受けることができます。**自己申告**となりますので、該当する場合は必要書類を提出してください。

- ① 生活保護世帯
 - 入所料減額（月額）：5,000円
 - 必要書類：生活保護受給証明書
 - 提出期日：前月末日
- ② 世帯の個人市県民税額に基づく算定額が年額12万円未満
※すでに減額されている場合は提出不要です。
 - 入所料減額（月額）：12ページの表により減額
 - 必要書類：所得（課税）証明書 または 非課税証明書

＜所得（課税）証明書または非課税証明書の該当年＞

	4～6月分	7月分～
新規申込	令和6年度（令和5年分）	令和7年度（令和6年分）

※市役所税制課または各市民センターで発行しています。

※令和6年度（令和5年分）は2024年1月1日に住所のあった市区町村が発行します。

※令和7年度（令和6年分）は2025年1月1日に住所のあった市区町村が発行します。

※証明書の発行には、発行市町村により規定の発行手数料がかかります。

※証明書の扶養欄に扶養している人数の記載があることを確認してください。記載がないと減額される金額が少なくなります。

＜所得（課税）証明書または非課税証明書の提出について＞

必要	父 母
	学生でない兄または姉 *5
	祖父 祖母 その他同居人（住民票上同一世帯の場合）
不要	学生の兄または姉 *5
	弟または妹

※住民票が同一世帯でない場合でも、同一生計の場合も、所得（課税）証明書または非課税証明書が必要となります。（単身赴任、別居の保護者等を含む）。

*5 令和6年度（令和5年分）は2023年12月31日時点

令和7年度（令和6年分）は2024年12月31日時点で学生だった場合は提出不要です。

- 提出期日：下表参照

	4～6月分	7月分	8月分～
新規申込 または入所中で未申請	前月末日	2025年6月1日（日） ～ 2025年6月15日（日）	前月末日

※郵送での提出は、消印有効となります。

※提出期日を過ぎた場合は、翌月分からの適用となります。遡っての減額はいたしません。

【算定方法】

$$\text{市県民税年額} - (33,000 \text{ 円} \times 0\sim 15 \text{ 歳の扶養人数} + 12,000 \text{ 円} \times 16\sim 18 \text{ 歳の扶養人数})$$

例) 市県民税額(年額) 父:120,000円 母:10,000円

0~15歳の子:1名(父が扶養)

16~18歳の子:1名(母が扶養)

	年額の市県民税 (a)	0~15歳		16~18歳		算定後の金額 (a-b-c)
		人数	金額(b) (人数×33,000 円)	人数	金額(c) (人数×12,000 円)	
父	120,000円	1人	33,000円	0人	0円	87,000円
母	10,000円	0人	0円	1人	12,000円	0円
その他						
合 計						87,000円

※算定後の金額がマイナスとなる場合は、「0」円として計算してください。

市県民税に基づく算定額の世帯合計が87,000円となり、12ページ対応表より月額1,250円の減額を受けることができます。

<確認用>

	年額の市県民税 (a)	0~15歳		16~18歳		算定後の金額 (a-b-c)
		人数	金額(b) (人数×33,000 円)	人数	金額(c) (人数×12,000 円)	
父	円	人	円	人	円	円
母	円	人	円	人	円	円
その他						
合 計						円

【市県民税額の確認方法】※以下のいずれかで確認することができます。

- 「給与所得に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」
- 「市民税・県民税納税通知書」

上記2つは、市県民税額の確認のみとなります。減額の申請書類として使用することはできません。

- 市役所で発行している「所得(課税)証明書」
(証明書の発行には、発行市町村により規定の発行手数料がかかります)

<減額対応表>

市県民税に基づく算定額（年額での世帯の合計額）	児童一人あたりの入所料減額（月額）
0円	5,000円
1円 ～ 14,999円	4,590円
15,000円 ～ 24,999円	4,170円
25,000円 ～ 34,999円	3,750円
35,000円 ～ 44,999円	3,340円
45,000円 ～ 54,999円	2,920円
55,000円 ～ 64,999円	2,500円
65,000円 ～ 74,999円	2,090円
75,000円 ～ 84,999円	1,670円
85,000円 ～ 94,999円	1,250円
95,000円 ～ 104,999円	840円
105,000円 ～ 119,999円	420円

8. 児童クラブ確認事項について

以下の内容を確認し、**児童クラブ入所申込書（兼児童台帳）に同意の署名**をお願いします。
ご不明な点は、お問合せください。

1	入所案内及び入所判定基準を理解し、申込みをすることに同意します。
2	提出書類の内容について、電話や訪問などにより自宅及び勤め先に確認する場合があります。
3	提出書類の内容が事実に相違した場合は、入所取消しとなる場合があります。
4	定員超過のため指定の児童クラブに入所できず待機となった後、入所可能の連絡に対し、連絡開始日を含む2日以内に連絡が取れない場合は次の優先順位者に移行されます。
5	保護者が退職または求職中となった末日から3ヵ月目の15日までに、入所後3ヵ月目の7日までに就労を開始した（する）ことが確認できる就労証明書（内定を含む）を提出しない場合は退所となります。年度途中で退職または求職中となった場合も同様となります。
6	自己都合により退所した場合は、原則2ヵ月間は再入所することができません。 例）8月末退所の場合は、11月1日から入所可能（受付は入所前月の10月15日が締切）
7	年度途中で家庭の状況が変わった場合は、児童クラブにお伝えください
8	入所料（月額）を3ヵ月分滞納し、最終督促に応じない場合は、入所取消しとなります。
9	学校、児童クラブ、習い事、家庭間の移動については、保護者の責任で行ってください。
10	プールや遠足などの行事において保護者の協力をお願いすることがあります。（任意）
11	お子様の日々の生活の状況について、相談等のための個人面談をお願いすることがあります。
12	児童クラブで安全・安心な集団生活を続けることができない場合は、ご家族とご相談のうえ、年度途中や年度更新時に利用をお断りすることがあります。
13	特別な配慮が必要なことがある場合には、ご相談ください。
14	延長利用中止申請および退所申請を期日までに行わなかった場合は、翌月の入所料等の支払いについて承諾します。
15	入所料の減額対象世帯は7月分以降の入所料の減額に関して、2025年6月1日以降に「令和7年度（令和6年分）所得（課税）証明書」または「非課税証明書」の提出が必要となります。ご提出がない場合は、入所料の減額は適用されません。
16	本申請に記載した情報・税情報等について、児童クラブの運営に必要な範囲で使用する事、また事業主体である藤沢市より閲覧の請求があった場合には、それに応じることを承諾します。
17	入所児童への適切な対応を図るため、小学校等との連携を図り、児童に関する情報の収集・提供を行います。
18	希望した児童クラブへの入所が不承認となり、他事業者の運営する児童クラブへ入所を希望する場合に限り、入所申請の円滑な受付を行うため事業間で関係書類を引き渡すことに同意します。
19	他事業者の運営する児童クラブに入所していたまたは入所予定である場合に限り、入所児童への適切な対応を図るため他事業者と連携を図り、児童に関する情報の収集・提供を行うことに同意します。
20	保護者との連絡が取れない等、入所月の前月末日16時までに、入所の意志確認ができない場合は入所取消しとなります。 例：4月入所の場合、3月31日16時まで

9. お問い合わせ 新規・随時お申込先

【ご郵送受付】

〒251-0054 神奈川県藤沢市朝日町1-4-3 第3 榎本ビル1B
デルソル・キッズクラブ

ホームページ URL <https://delsolkids.jp/>

施設電話番号：0466-53-8078

メールアドレス info@delsolkids.jp



ホームページ

【その他のお問い合わせ】

藤沢市役所 子ども青少年部青少年課 電話番号：0466-50-8251（直通）

郵送受付の宛名としてご使用ください。



〒251-0054

神奈川県藤沢市朝日町1-4-3

第3榎本ビル 1F-B

デルソル・キッズクラブ 入所受付 宛

入所申込書類在中

- 未記入部分はありません
- 書類の入れ忘れはありません

差出人
住所 〒
氏名